

一般名処方加算について

昨今、医療用医薬品の供給状況が不安定なことから、当院では処方箋の交付にあたり、一般的名称(※)にて薬剤を記載しています。

また、2024.10 月より長期収載品について、医療上の必要性が認められない場合で、患者様が長期収載品を希望する場合は選定療養となります。

一般的名称にて処方することで、調剤薬局において同一成分・剤形・含量の薬剤を選択することができ、不安定な供給状況の緩和の一助となり得ます。

一般名処方にご理解頂き、ご不明な点は医師又は職員までご相談下さい。

※一般的名称＝「成分名＋剤形＋含量」で表記したもの。いわゆる「商品名」(例：〇〇〇〇)とは異なります。

2026.6.1 若松あおいクリニック 院長